

〈研究ノート〉

沖縄・伊江島における非暴力抵抗運動の 今日的意義

小林 武

目次

- まえがき 武力によらない平和を考えるために
- I 戦場の島——沖縄戦とその直後の伊江島
 - II 米軍による土地接収と伊江島住民の闘争——非暴力抵抗をつらぬく
 - 1 その背景：1950年代の基地化の進行
 - 2 伊江島土地闘争の経過
 - 3 「土地を守る四原則」と「島ぐるみ闘争」への発展
 - III 伊江島土地闘争と武力によらない平和の選択
 - 1 伊江島土地闘争の非暴力抵抗の特質
 - 2 主権者国民の選択
 - IV 武力によらない平和の実現を考える
 - 1 国民は非暴力不服従の抵抗闘争に徹する
 - 2 自衛隊の運用を専守防衛に限定する
 - 3 日本国憲法の非戦・非武装・非暴力平和主義の確認
- あとがき 復帰後もつづく伊江島の土地を守るたたかい

まえがき 武力によらない平和を考えるために

本稿が舞台にした「伊江島」は、沖縄島・本部（もとぶ）半島の北西約11kmに浮かぶ、人口約4,200人、面積約23km²のドーナツ型の小島であり、伊江村に属する（「1村1島」である）。「村」となったのは、1908年の特別市町村制の施行による。村民は、沖縄戦と戦後、また日本への復帰後をとおして

——本文で述べるように——不条理で過酷な軍事的重圧を受け続けてきた。

そこには、まさに「沖縄の縮図」といわれる状況があるが、その中でとりわけて注目されるのは、島の人々のたたかいに一貫してみられる非暴力抵抗の姿勢である⁽¹⁾。すなわち、論者が、「伊江島の住民による非暴力の抵抗は、苛烈な『怒り』とともに、人間性の寛容さにあふれ、『ここは私たちの生きる場所』を展望して、非暴力・不服従で抵抗する積極的・能動的・不退転の行動なのである」と活写するところのものである⁽²⁾。本稿では、この点を精々くわしく述べたいと思う。

それは、現在、日本列島における軍事化の進行が著しく、とりわけて南西諸島（琉球弧）では、米軍と自衛隊が一体となった軍事力の強化、ミサイル基地建设等が急速に進行し、軍事要塞国家の様相を呈しつつあることに因る。「戦争をする国」への模様替えを阻止し、武力によらない平和を構築することが今日の大切な急を要する課題となっていると考える。伊江島の人々の武器なきたたかいの努力は、今にこそ活かされなければならない。

そのために、以下、まず、伊江島での沖縄戦と、戦後の米軍の軍事的暴圧の経過を述べ、ついで、その中でとくに土地闘争の経過を記し、そしてそれが今日において武力なき平和の構築に寄与する意義をもつものであることを明らかにしたいと思う。

I 戦場の島——沖縄戦とその直後の伊江島

戦前の伊江村は、水田こそなかったが、農家1戸あたり1町歩の耕地が広がる豊かな農村であった。そこへ、太平洋戦争の末期において、「国体護持」の

-
- (1) 私も、この角度から伊江島の人々の努力に注目・感銘し、先に、拙稿「沖縄の平和思想の特質」〔愛知大学法学部〕法経論集 217号（2018年）172頁以下で言及している。
- (2) 大脇雅子弁護士の著書『武力によらない平和を生きる——非武装抵抗と平和的生存権』（旬報社・2023年）71頁。

ために沖縄を「捨て石」にする本土防衛戦略の中に伊江島も巻き込まれた。1943年7月、伊江島陸軍飛行場の建設が計画されて全耕地の2割が接収され、また村民の疎開、防衛隊への編入、竹槍訓練など臨戦態勢が一気に進行した。

1944年10月には、沖縄本島が米軍による大空襲を受け、伊江島にも及んだ。翌45年3月上旬、日本軍は、住民を動員して完成させたばかりの飛行場を、米軍の伊江島占領を予測して自ら破壊した。この月下旬から連日、空襲と艦砲射撃が繰り返され、翌4月16日、ついに米軍は伊江島に上陸する。戦闘は、6日間に及んで4月21日に終結したが、逃げ場のないこの小さな島での白兵戦は悲劇的なものであり、「沖縄戦の縮図」という呼び方はとくにこのことを指している。日本軍には、疎開できなかった多数の住民が含まれており、女子救護隊・婦人協力隊までも切り込み部隊に組み入れられた。日本側戦死者4706人の多くは住民であった。集団自決に追い込まれた人も100人を超えている。米軍側の死者は172人であった⁽³⁾。

米軍は、生き残った住民を收容して慶良間諸島へ移送し、村民が一人もいない状態にした伊江島で飛行場を再建し、また新しく滑走路を造って日本本土への攻撃に使用した。住民が帰島を許されたのは、1947年2月からである⁽⁴⁾。そして、同年の5月8日、島の中央部にある城山の中腹で砲弾の爆発があり、作業中の島民7名が死亡している。

さらに大惨事は、翌1948年8月6日の米軍弾薬処理船(L. L. T.)爆発事故である。伊江港の波止場で爆弾を満載した軍用船が爆発し、村民の死者だけでも106人に及んだ。当時、米軍の事故は続発しており、これほどの事故もさしたる注目を集めることはなかったという。社会的関心事となったのは、後述する「島ぐるみ闘争」を経た1960年代からである⁽⁵⁾。

(3) 参照、大城将保「伊江島の戦闘」刊行事務局編『沖縄大百科事典(上)』(沖縄タイムス社・1983年)142頁。

(4) 参照、新崎盛暉「伊江島闘争」前田哲男。林博史・我部政明編『〈沖縄〉基地問題を考える事典』(吉川弘文館・2013年)22頁以下。

(5) 中野好夫編『戦後資料 沖縄』(日本評論社・1969年)4頁。

II 米軍による土地接収と伊江島住民の闘争 ——非暴力抵抗をつらぬく

1 その背景：1950年代の基地化の進行

本稿が主題とする伊江島住民の土地闘争の最も熾烈な局面は、1953年から55年にかけて現れるが、それをもたらした大きな背景と、米側が繰り出した土地強奪（強制接収）のための法制について、要約的に述べておこう。

1952年の対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）は、日本に法的独立をもたらしたが、沖縄は、その第3条によって分離され、米軍による占領支配が実質的に継続することとなった。アメリカは、同条によって規定された沖縄の地位を前提にして、沖縄の基地を、東アジアに張り巡らせている米比、米台、米韓などの軍事同盟のネットワークの拠点に据えた。同時に、米国民政府と、その下請け機関として位置付けられる琉球政府などの統治機構を整備した。そして、それらを前提にして、沖縄における軍用地の強制接収、大規模な軍事基地の建設が進められ、また住民の自発的運動への弾圧が強化された。この時期が、沖縄戦後史の「暗黒の時代」といわれるゆえんである。

一方、平和条約の発効は、少なくとも法形式的には、アメリカの、沖縄を含む日本全体の占領を終了させる意味をもつものであったから、軍用地の使用権原も、それまでのハーグ陸戦法規を根拠とすること⁽⁶⁾ができなくなり、その使用権原を改めて取得するための法制が必要となった。そこで⁽⁷⁾、米国民政府は、1952年11月1日に布令第91号「契約権」を公布し、契約によって使用権原を得ようとしたが、20年間という長期の契約で、しかも軍用地料はきわめて低額であったため反発を受け、ほとんど契約を結ぶことはできなかった。その

(6) 実は、そのこと自体が正当性を欠いたものである。それを剔抉した業績として、参照、井端正幸〔小林 武監修〕『憲法の理論と実践——フランスから沖縄への架橋』（日本評論社・2024年）第2部第3章・第5章。

(7) やや詳細な叙述は、拙稿「沖縄・宜野湾の戦後憲法史（補遺）——伊佐浜土地闘争を中心に」法経論集224・225合併号（2020年）156頁以下への参照を請う。

ため、翌53年4月3日に布令第109号「土地収用令」を公布したが、収用の告知後30日以内に土地所有者が土地を譲渡するか否かを判断しない場合は、米軍が強制的に土地を収容できるという強権的な内容のものであった。これにつき、琉球政府立法院は、同布令の廃止と「土地とり上げの強権発動はしない」ことを全会一致で決議して抗議したが、米軍当局は耳を傾けようとしなかった。

そして、この「土地収用令」にもとづいて土地接収がすすめられたが、それは、米軍が武装兵力を動員し、住民を強制的に排除していくという、「銃剣とブルドーザー」(Bulldozers and Bayonets. 銃剣で威嚇し、銃尾床で殴打しながら、ブルドーザーで家屋を破壊し田畑を敷き均す)と呼ばれる、力づくの接収であった。このような、米軍による暴虐の限りが尽くされる土地強奪は、小禄村(現在那覇市)具志、真和志村(現在那覇市)安謝・銘刈・岡野・平野地区、宜野湾村伊佐浜、読谷村渡具知、伊江村真謝・西崎地区などで強行された。——伊江島は、まさにその典型だったのである。

2 伊江島土地闘争の経過

(1) 伊江島における農民の、米軍による強奪から土地を守るたたかい——伊江島土地闘争——は、1953年7月15日に始まり、復帰(1972年)後もつづいた粘り強い運動であるが、その間で、米軍が武力行使をほしいままにした1955年3月11日からの時期にもっとも厳しい局面を迎えている。米軍の「銃剣とブルドーザー」の横暴に対する住民の抵抗運動は、「沖縄のガンジー」とも呼ばれた阿波根昌鴻(1903—2002)をシンボリックな指導者として遂行され、終始非暴力抵抗をつらぬくものであった。以下、その経過と特質をかいつまんで述べておこう。

1953年7月15日、米軍は、伊江島の真謝(まじゃ)・石埼両区のある地域に爆撃演習場を造るとして、両区の10万坪の明け渡しを通告した。それは、真謝部落の全部78戸と、石埼部落の半分74戸の立ち退きを求めるものであった。住民は、これに応じることはできなかった。54年、さらに55年にかけて、米軍や琉球政府の高官が次々と島を訪れて脅迫・懐柔を試みても、不承認の姿勢を崩さなかった。農民たちは、自分たちが生きていくうえでこの土地がいかに

必要であるかを必死に訴えたのである。「米軍も人間だから誠意は通じる。真心の闘いだ」、そして、「土地を守るのは生きるためだから、1人の死者も出してはいけない」ということを原点にした。それで、米軍と対峙するときには「怒ったり悪口をいわないこと、必ず坐ること、モッコ・鎌・棒切れその他を手にもたないこと」などの『陳情規定』（後に全文を掲げる）を自分たち（全地主一同）で定めて交渉に臨んだ⁽⁸⁾。

しかし、1955年2月25日、米軍は、「賃貸せる地域内での住民並びに財産がこうむる損害に対してその責任を持たず」との通告を出して立ち退きを迫り、受け容れなければ実行使に出ることを声明した。これに対して住民は、「立ち退きは死を意味する」として、地主・村議会・村青年会などが連署をもって反対した。そうした中で、ついに、翌3月に、米軍は武力行使の拳に出たのである。——阿波根著⁽⁹⁾は、次のように記録している。

「1955年3月11日午前8時頃、3艘の大型上陸用舟艇が波をけたてて伊江島東海岸にその姿を現しました。……完全武装の米兵がカービン銃を両手に抱えて続々と上陸してきました。……300人ぐらいの武装米兵〔は〕ジープ、トラック、催涙ガス、負傷者を運ぶタンカーまで用意して、上陸地点より4キロの地点にある眞謝部落を目指して行進し、突入してきました。……原に到着すると、すばやく野戦用小型テントがあちこちに1個分隊ずつ張られ、野戦用電話が架設され、テントからテントを縫って夜間用標識の銀紙がキラキラ光っていました。武器一つ持たない住民と戦うつもりなのか？ いまや戦闘準備は全く完了したのでありました。やがてブルドーザーの不気味なうなり声とともに、米兵が着剣した冷たい銃口で農民をにらみすえながら、仁王立ちとなり、他の着剣した米兵が作業兵を護衛しつつ、バラ線の柵を張りめぐらし始めたのです」と。

そして、翌3月12日朝、米軍は眞謝の芋畑に杭を打ち込み、それに抗議した農民を殴り倒し、縄で縛り上げて軍用機に乗せて嘉手納基地に連行し、ついで那覇警察署に留置するという蛮行をおこなった。13日、阿波根を含む住民

(8) 新崎・前掲註(4)論文23頁。

(9) 阿波根昌鴻『米軍と農民——沖縄県伊江島』（岩波新書・1973年）86頁以下。

代表は、那覇に赴いて琉球政府庁舎前で座り込んで陳情をおこなった。しかし、14日、米軍は眞謝の畑にブルドーザーを入れて敷き均し、住民を追い出して家屋をたたき壊して焼き払うなど、暴虐の限りを尽くした⁽¹⁰⁾。

その後も、米軍の暴力行為と人々の抵抗は続く。年表風に綴っておくなら⁽¹¹⁾、3月22日には、6歳の女兒がキビ畑で銃撃され、貫通銃創を受けている。4月13日、米軍が琉球政府に対して伊江村民への生活補償を打ち切ることを命じた。翌5月、米軍は9日に爆撃演習を開始し、14日には爆弾落下で火災が発生している。6月13日、米軍が、眞謝区で立ち入り禁止区域に耕作のために入った80数名を逮捕し暴行を加えた。そのうち32名は、即決軍事裁判で有罪判決を受けた。同月25日、保健所による検診で、眞謝区民の80%に栄養失調・皮膚病などの疾患があることが判明した。7月21日、「乞食行進」の開始（翌1956年2月まで実施。後述）、1956年6月9日「プライス勧告」（後述）の公表、同月20日「プライス勧告反対・軍用地四原則貫徹」住民大会、1960年3月10日伊江島で弾拾いの2名が機銃で重傷を負う、翌61年には、2月28日米軍射撃演習場内で少年が射殺される、7月「伊江島土地を守る会」結成、1967年12月7日「団結道場」の起工式、1970年12月1日「権利と財産を守る軍用地地主会」（「反戦地主会」）結成、などである。そして、1972年5月15日の施政権返還となるが、その後も、伊江島住民の土地を守る闘争は続けられた。——以下では、その中でとくに、1953年3月の「米軍来襲」直後の琉球政府への陳情行動と、1955年7月からの「乞食行進」をとりあげよう。そこにこの島民の行動の特質がよく現われていると思われるからである。

(2) 伊江島島民の土地闘争は、米軍の、条理の一片もない権力行使に対する激しい憤りをもちつつ、非暴力の抵抗行動に徹したものであることを特質とする。その典型のひとつとして、琉球政府への陳情行動をとりあげたい。琉球政

(10) 沖縄人民党史編集刊行委員会編『沖縄人民党史』（刊行者は編者と同一・1985年）178頁。

(11) 『沖縄大百科事典』（前掲註(3)）別巻168頁以下、『伊江島 平和ガイドマップ 解説書』（財団法人わびあいの里・2005年）など参照。

府は、1952年の講和条約の発効を機に、米国が沖縄統治のための機構を衣替えしたもので、三権を具えてはいたが、米国（米軍）の絶対的権力の下に置かれた「任命政府」でしかなかった。とはいえ、住民は、生命と生活、権利を守るための役割を琉球政府が果たしてくれることを期待せざるをえなかった。

1953年3月、米軍が銃剣とブルドーザーで襲いかかったのは11日であるが、伊江島の住民代表11名は14日に琉球政府に赴き、比嘉秀平主席に面会して米軍の暴行を訴えた。——以下、阿波根著から要約する⁽¹²⁾：主席は、「米軍から先ほど、農民たちは協力的で家も自分たちでいねいに壊して移動しているから安心するように、との電話があったばかりだ」と話した。これに対して農民たちが、「私たちは『陳情規定』にも決めていますように、ウソは申し上げません」と叫ぶと、主席は黙ってしまったので、返事を廊下で待ちますと座り込んだ。座り込みを数日続けていると、那覇署から警官が10余名来て、「農民の立場はよくわかる。警官も米軍からしょっちゅう呼び出されて、ここに来ないとクビになる」と頭を下げて言った。こうした最中に、「〔琉球政府〕立法院事務職員一同」として便箋4枚の「正義のたたかいはかならず勝つ」と書いた激励文に金員を同封した封筒が届けられた。「わしらは、百万の味方を得たように勇気づけられた。激励文の初めに『乞う読後火中』と書いてありましたが、どうしても焼く気にならないので、抱きしめるようにして保存しました。」というのである。——農民たちは、こうして、占領下の任命政府の無力と惨めさを身をもって知るのであるが、同時に、自分たち民衆の力と、そして民衆同士の連帯こそが信頼に値するものであることを胸に刻んだのである。

もうひとつは、乞食行進（乞食行脚）である。伊江島農民は、部落全体で乞食になることを決め、1955年7月21日から翌年2月まで、沖縄島をくまなく回って実情を訴えた。後に「乞食行進」と名付けられたこの行動は、徐々に離島伊江島の問題を沖縄全体に知らせることとなり、「島ぐるみ闘争」（後述）の導火線となった。これにつき、当事者は次のように記している⁽¹³⁾。——「わし

(12) 阿波根・前掲註(9)著98頁以下。

(13) 阿波根・全上126頁以下。

らは、それまで人から物をもらうのは恥だと思っておりました。……それがとうとうせっぱつまって、『乞食行進』を始めたのであります。だれが考えついたというのでもありません。〔琉球〕政府前の陳情小屋で、『もう乞食する以外はないではないか、そうしよう』と話し合ったのが、その始めであります。」という。実行の前日に、陳情者一同から眞謝区民に、この行動に出る経過を知らせる『連絡書簡』が出されたが、その中に、「賢明なる全住民の皆様」に宛てた文書があり、全文掲載しておこう：

「——われわれは、生きるための方法について慎重に審議を重ねました。

(イ) 自分の畑を強行に耕作すれば射殺される。

(ロ) 泥棒、これは容易なことだが、学生や子供は刑務所に収容してくれないとなれば、これも不可能なことである。

泥棒しては、全家族が生きられる道ではない。

(ハ) 乞食(乞食托鉢)、これも自分らの恥であり、全住民の恥だ。しかし自分らの恥より、われわれの家を焼き土地を取り上げ、生活補償をなさず、失業させ、飢えさせ、ついに死ぬに死なれず乞食にまでおとし入れた国や非人間的行為こそ大きい恥だという結論に至りました。乞食になったのではなく、武力によって乞食を強いられているのであります。

全住民の皆様。われわれは生きるため今では最善の道であることを信じて取った道であります。これを諒とされ、御寛容下されんことをお願い申し上げます。

一九五五年七月二十日

伊江島眞謝区地主 』

——こうして「堂々とした乞食」の行進が続けられたが、訴えには涙を流す婦人や、また「ハニー(愛人)に金を託してカンパする米人もいた」という。妨害や嫌がらせは全くなく、それは、アメリカの悪口をいわないで事実を訴えたことに因る、という。ここにも、この行動の性格が如実に示されていると思

われる。

3 「土地を守る四原則」と「島ぐるみ闘争」への発展

伊江島眞謝をはじめとする暴力的な土地接収と並行して、1954年3月には米国民政府は、軍用地料一括払い計画を発表した。これは、米側の定めた低額の借地料（地価の6%）の16.6カ年分を一括で払うことで永代借地権を設定しようとするものであった。これに対する沖縄の人々の反対は、当然に強く、それを受けて立法院は、翌4月に全会一致で、①地代一括払い反対、②軍用地使用料の適正補償、③住民に与えた損害の賠償、④新規土地接収反対の「土地を守る四原則」を決議した。

こうした中、1955年10月、米下院軍事委員会のプライス議員を団長とするプライス調査団が日本と沖縄を訪問して土地問題について調査をおこない、翌56年6月に、その報告書である「プライス勧告」を発表した。沖縄の人々の中ではこの勧告に対する期待もあったが、それに反して勧告は、沖縄の長期保有とそのための軍事優先政策を当然視したうえで、一括払いを支持し、新規の土地接収も認めるものであった。期待を裏切られた沖縄側は、反対姿勢をいっそう強め、那覇市の大通りには勧告粉碎の横断幕も出された。こうしたところから、島民挙げてのたたかいである「島ぐるみ闘争」と呼ばれる激しい反対運動が展開されることとなった。とくに56年の後半が、そのピークであったとされる⁽¹⁴⁾。

すなわち、1956年6月20日には、四原則貫徹を掲げて、全64市町村のうち54市町村で住民大会、同月25日には那覇（10万人）とコザ（5万人）で地区住民大会、そして7月28日に、那覇で戦後最大の15万人の県民大会が開かれた。この県民大会では、「国土を1坪もアメリカに売り渡さない決意を固め、鋼鉄のように抵抗する」とした宣言が発せられている。

こうした沖縄側の抵抗に対し、米国側も住民の生活を締め付ける反撃に出た。

(14) 林 博史『米軍基地の歴史——世界ネットワークの形成と展開』（吉川弘文館・2012年）113頁以下。

米軍基地にもっとも強く依存していた沖縄島中部地区の市町村に、米国人が飲食店や商店の多い民間地域に立ち入ることを禁止した無期限のオフリミッツ（立ち入り禁止令）を発動したのである。基地に依存している地域への、実質的な経済封鎖であった。この報復措置の効果は大きく、島ぐるみ闘争の人々の中に、経済面では妥協もやむを得ないとする立場と、あくまでも米軍支配からの脱却を目指す立場との分断がもたらされた。その結果、沖縄側は政治面（米軍基地の使用を認める）で、米国側は経済面（適正価格を支払う）で譲歩するという形で、土地問題は決着することとなった。すなわち、新規接収は黙認され、損害賠償は未解決のまま、沖縄側が、一括払いを撤回させて毎年払いと適正地代という経済条件を確保する一方で、米国側は、米軍基地に対する沖縄側の同意を取り付けることで、沖縄統治上の難題を解決したのである⁽¹⁵⁾。

このようにして、島ぐるみ闘争は、1958年秋には一応の終結を見た。民衆にとっては、絶対的権力者から、土地所有権の明確化と軍用地料の大幅引き上げという一定の譲歩をかちとった貴重な行動であった。それで、沖縄全体で軍用地の賃貸借契約が進み、伊江島眞謝でも半数以上が契約に応じるようになった。しかし、31名はあくまで契約を拒否し、62年2月、阿波根昌鴻たちは「伊江島土地を守る会」を立ち上げた。あくまで基地・軍隊の存在を容認せず、土地、つまりは生命の擁護のためにたたかいの火種を守る道を選んだのである⁽¹⁶⁾。

伊江島の人々がたたかい続けるのは、問題が何ら終息していないからにほかならない。復帰後も、一例に過ぎないが、1974年7月10日に米軍の発砲事件が起きている。2名の青年農民が、米軍の演習終了後、立ち入りが黙認されている補助飛行場内に薬きょうを拾う目的で入ったところ、米兵2名に銃撃されて重傷を負ったという事件である。地位協定上の第1次裁判権の帰属が問題となったが、結局、日本側がこれを放棄して米側で裁判され、両名とも減給・米

(15) 新城俊昭『教養講座 琉球・沖縄史』（東洋企画印刷・2014年）347頁。

(16) 新崎・前掲註（4）論文25頁。

本国への転勤で事件に蓋をしてしまった⁽¹⁷⁾。——沖縄全体がそうであるが、人々の受ける軍事的抑圧は、まったく解決されていないのである。

以上、伊江島土地闘争の経過のあらましとその特質について記したが、ここで確認することのできたのは、非暴力の不屈の姿勢であるといえる。これは、明らかに、今日の武力によらない平和実現の努力とつながるものである。章を改めて考えておくこととしたい。

Ⅲ 伊江島土地闘争と武力によらない平和の選択

1 伊江島土地闘争の非暴力抵抗の特質

伊江島土地闘争をくっきりと特色づけている非暴力の行動方針は、つとに知られているところであるが、それをよく示す2つの文書を掲げておきたい。ひとつは、1954年11月23日に眞謝・西崎の全地主の署名押印をもって定められた『陳情規定』である⁽¹⁸⁾：

「 陳情規定

- 一、反米的にならないこと。
- 一、怒ったり悪口をいわないこと。
- 一、必要なこと以外はみだりに米軍にしゃべらないこと。正しい行動をとること。ウソ偽りは絶対語らないこと。
- 一、会談の時は必ず坐ること。
- 一、集合し、米軍に應對するときは、モッコ、鎌、棒切れその他を手に持たないこと。
- 一、耳より上に手を上げないこと。(米軍はわれわれが手をあげると暴力をふるったとって写真をとる。)

(17) 『沖縄大百科事典』(前掲註(3))144頁〔垣花豊順執筆〕。

(18) 私も、これを重視して旧稿でも紹介している。参照、拙稿・前掲註(1)172頁以下。

- 一、大きな声を出さず、静かに話す。
- 一、人道、道徳、宗教の精神と態度で折衝し、布令・布告など誤った法規にとらわれず、道理を通して訴えること。
- 一、軍を恐れてはならない。
- 一、人間性においては、生産者であるわれわれ農民の方が軍人に勝っている自覚を堅持し、破壊者である軍人を教え導く心構えが大切であること。
- 一、このお願いを通すための規定を最後まで守ること。

右誓約いたします。

一九五四年十一月二十三日

真謝、西崎全地主一同（署名捺印すること）

——このような、米軍に弾圧の口実を与えない賢明な方針を樹てることができたことについて、阿波根著は次のように記している。

「陳情規定はだれがつくったかということではありますが、だれがつくったかよくわかりません。それに真謝の人間はあまり程度の差はありません。農業をすると、ほとんど知恵や能力は変わらなくなります。だからいいだしたのはわたしであるとしても、みな考えは一つでした。わたしは助言者、示唆を与える、いくらかわたしの案があったかもしれないが、よくもあのときああいうものができたといまでもふしぎに思っております。

これも2、3年まえのことではありますが、本土からきた青年で陳情というのはあまりにもおとなしいといった人がおりました。陳情というのはたたかいではないと思っているようでありました。わたしは、その青年にこう説明しました。『かならずしもすぐれたたたかいとは思わない。だが、支援団体も、新聞記者も、見る人も聞く人もいないとき、この離れた小島の伊江島で殺されたらおしまいだ。これ以外の方法はない。』

無抵抗の抵抗、祈り、おねがい、悲願、嘆願、わしらはひたすらこれで押し

て行きました。』⁽¹⁹⁾というのである。

もうひとつは、伊江島農民が本土の朝日新聞社に宛てて、『陳情規定』の理解を請うために送った手紙である。1955年2月3日付の同紙に掲載された。

——「私たちは反米主義者でもありません。また共産主義者でもございません。もし今後戦争があった場合、米軍に買ってもらうねば沖縄がひどい目にあうだろうとも思っています。しかし立ち退き料以外に援助はなく、代替地は石コロだらけのひどい土地、1年の収穫高の50分の1程度の使用料という条件では何としても納得できません。『[戦争で] 負けたから仕方がない。石と卵では勝負にならない』とも沖縄ではいわれていますが、われわれはどうせ死ぬなら自分の土地でと決意し、去る26日村長名で内務局に収用拒否を打電しました。最初の陳情が暴動だといわれ、軍部の取調べを受けたため、われわれは①軍と会うときは笑顔で会うこと②会見の際は農具など持たぬこと（反抗的だと誤解される）③別れるときは『お願いします』と頭を下げること、など慎重な陳情規定をつくっている状態です。どうか沖縄県民を助けていただきたい。」というのである⁽²⁰⁾。

なお、『陳情規定』の冒頭の、「反米的にならないこと」をめぐっては、当時から若干議論が交わされてきたところであるが、これについて、論者⁽²¹⁾が次のように言うのは、説得的であると思われる。——「いまでもその真意を図りかね、なまぬるいと思う人がいるかもしれない。だがこのつかみ方こそは最も少ない犠牲で目的を達成する阿波根さん一流のやり方であり、闘いとは実はこのようなものでなければいけなかったのである。阿波根さんが本土の運動から学ぶものがないといったのは、このことを指している。」というものである。

(19) 阿波根・前掲註(9)著53頁以下。

(20) 『戦後資料 沖縄』(前掲註(5))123頁以下に拠る。

(21) 牧瀬恒二「阿波根さんの生涯をかけた仕事」(阿波根昌鴻『命こそ宝——沖縄反戦の心』〔岩波新書・1992年〕に収録)213頁。

この阿波根昌鴻の思想は、キリスト教信仰がバックボーンのひとつをなしているが、それは、次のような言葉にもよく示されている。すなわち、伊江島土地闘争において米軍に対する農民側の精神的優位が兆した転機とされる1961年（5月23日）に、伊江島接収された軍用地の中に立てた看板に書かれたものである⁽²²⁾：

「 接収の真相と演習地の悲劇

米軍は契約書も見せないで契約させ、年間たった一セント八厘九毛也地料を支払いわれわれの家を焼き払って大切な土地を奪った。そのため飢餓と病魔に苦しめられ、あげくの果ては軍用犬までかり出して逮捕し、手錠につながり多額の罰金をとりあげた上、多数の農民が投獄されてきた。

一九五九年九月には一家の大黒柱である二人の青年が米軍の爆弾で爆死し、一九六〇年三月には前途ある二人の青年が一人は大腿部に貫通銃創、一人は右腕を根元から無残にもぎとられた。今年二月には真面目な二十歳の青年が米軍の演習機の弾で、無情にも射殺された。かかる暴挙は米国民合衆国民の不名誉であり、天も地も神も仏も知っている。米国のワシントンやリンカーン大統領は定めし天国で泣いているであろう。他国民に与えた不幸は間違いなく自国民の上に帰って来る。われわれはこの苦しい体験をしてきた。われわれは米国民の上に不幸が来ることを望まない。親愛なる米国民よ、われわれの訴えは米国民を永遠の繁栄に入る正しい真理の道であることを理解してもらいたい。

すべて剣をとるものは剣にて亡ぶなり（『聖書』マタイ伝二六、五二）。

一九六一年五月二十三日

伊江島軍用地被害地主一同」

というものである。

これについて、論者は、次のように聖書の位置づけに刮目している。すなわ

⁽²²⁾ 阿波根・前掲註（9）著180頁。

ち、「聖書を引用して……こういわれたとき、アメリカは返すことばがないだろう。もちろんアメリカはそれで引き下がることはないにしても、こんどはこの文章を読む人のことごとくを惹きつける。ここには道理があり、思慮の深さがあり、したがって説得力がある。わたしは、たたかいのなかで、これほど聖書が適切に生かされた例を見たことがない。そしてわたしは、伊江島のたたかいの根底にあるもの——その思想の厚みと問う観点の深さ——に強く惹きつけられたのであった。」⁽²³⁾と。

付加的な注釈となるが、阿波根昌鴻が、「無抵抗の抵抗」を進めるとき、その目を島の内側に留めておらず、安保体制また天皇制という基本問題をも積極的に視野に入れて、鋭い発言をしていることに注目しておきたい。すなわち、日付は不詳であるが、天皇を崇拜する人々が「日の丸」を掲げて訪ねてきたとき、「天皇の御代を永く続けたいのなら、私たちと一緒に、自衛隊をなくし、安保をなくし平和憲法を守る運動をやりなさい。戦争になったら今度は核戦争で、皇居もふっとんでしまう」と語っている。天皇は自由がない気の毒な人だが、戦争責任があることは明瞭で、それを果たさないことは許されない、という認識である⁽²⁴⁾。

軍事の問題については、阿波根の観察はとりわけて鋭利であり、1963年6月の日付のある著書（本稿でしばしば引用している『米軍と農民』）の「あとがき」で、次のように述べている。——「私たちの土地問題は今日解決し終わってはおりません。むしろ闘いはこれから始まるというところがあります。それというのは沖縄の本土復帰とともに日本の自衛隊（軍隊）がやってきました。そして伊江島の私たちの土地を日米両軍が共同の演習場に使用するというのです。私たちが防衛施設庁とアメリカ領事館に絶対反対を訴え、強く抗議しました。復帰前は、私たちの敵は米軍だけでしたが、復帰後は日本軍と二つの敵と闘わなければなりません。ベトナム戦争は終わったというのに、伊江島での演習ははげしくなり、しかも核兵器の模擬演習が中心であります。このあとが

(23) 牧瀬「阿波根さんと私」（阿波根・前掲註（9）著に収録）223頁以下。

(24) 阿波根・前掲註（21）134頁以下。

きも、爆音に心は乱されながら書いています。戦争屋の力が強くなるとまちがいなく恐ろしい核戦争が起こる——この不安は頭からなくなりません。私たちの闘いは毎日の生活の中まで沁みこんでいます。戦争屋を喜ばず行動と生活は、絶対にしないことに努めております。私たちはこれまでの闘いとその成果によって、将来を予想するくせがついています。そして、今のまま闘いが進んでいくと、七〇年代の末までにはきっと平和は近づき、土地も完全に取戻さず、確信をもっております。」と言うのである⁽²⁵⁾。

これについて、論者⁽²⁶⁾は、「阿波根さんは、ここに書いたようなことを理論的にまとめていったりしたことはない。だが、新たな戦争の準備につながりかねない危険な兆候には敏感であり、直観で的確につかんでいる。『戦争は過去の話ではない』、このことを体で理解している」と説明している。まさに、こうしたところに、阿波根さんの思考が、今日求められている武力によらない平和構想に活かされる根拠があるといえよう。項を改めて、非暴力・平和の抵抗について、その一端を考えたいと思う。

2 主権者国民の選択

その国がいかなる道を歩むべきかとの問いに対しては、少なくとも公権力担当者（為政者）は、憲法の命じるところに従って誠実に尽力する義務を負っている、と答えるのが立憲主義国家の常態である。それにもかかわらず、日本の場合、とりわけ戦争と平和の問題についての為政者の態度は、この常識に少しもかなっていない。ここに、国民が主権者として、公権力担当者を諫め、掣肘して自ら国の執るべき方向を指し示すことがとくに強く求められる理由があり、今日では、それが緊要のものとなっていると思われる。

すなわち、今日の世界は、戦争の——第3次世界戦争への契機となりうるほどの——危険を孕んでいる。2022年2月からのロシアによるウクライナ侵略、また2023年10月に始まったイスラエルによるガザへの攻撃と民衆虐殺は、い

(25) 阿波根・前掲註(9) 220頁以下。

(26) 牧瀬・前掲註(21) 206頁。

ずれも今なお終息の兆しを見せていない。日本政府は、前者についてはロシアを非難しながら、後者のイスラエルによる国際法蹂躪行為は非難できずにいて、完全な二重基準に陥っている。国際的平和回復に貢献すべき役割を何ら果たせていない。あまつさえ、危機を奇貨とするがごとくに、安倍政権下での集団的自衛権を認めた安保法制の閣議決定（2014年）、岸田政権になって、敵基地攻撃能力を明記した安保3文書の閣議決定（22年）、日米両軍の指揮統制の一体化を図る日米共同声明の発表（24年）と、国民代表の国会にも諮られず、最高法規の憲法が顧みられないまま安保政策は大転換を見せている。「新しい戦前」に衣替えをする勢いである。

敷衍するなら、自衛隊を增強し、軍事費を倍増させる軍拡方針、集団的自衛権行使を前提とした日米「同盟」強化（自衛隊と米軍との共同行動の常態化）、敵基地攻撃能力（政府は「反撃能力」と言い換えている）の具備（敵中枢への先制攻撃も含み、かつ、安保法制にもとづく集団的自衛権の行使にあたっても敵基地攻撃は可能、とする）および「核兵器の共有」などにまで及ぶ、「武力による抑止」の主張である。

そこから、「憲法は無用」だとして憲法を攻撃する潮流が強まっており、9条改憲では、2018年に安倍政権下で自民党が提案した「改憲4項目」中の「自衛隊明記」案が、維新なども同調するところとなっている。これは現行の9条を残したうえで、9条の2を設けてそこに自衛隊を明記するというものであるが、後法優位の原則（後法は前法を破る）により、現在の9条は拘束力を削がれる。そして9条の2に置かれる自衛隊は、専守防衛の枠内にあるものではなく、安保法制によって集団的自衛権を行使する軍隊となっているが、それが憲法の上で承認されるわけである。それで、たとえば徴兵も、「意に反する苦役」（憲法18条）と解する余地はなくなり、名誉ある義務に転じる。同じく、徴用や、自衛隊のための土地収用も合憲とされる。こうして、「自衛隊明記」は、憲法のあり方の原理的転換をもたらすものだといわなければならない。また、9条改変と一体のものとして、「緊急事態」条項導入の主張もトーンを高めている。つまり、自民党は、先の「4項目」案では、緊急事態発動の場合を、〈大地震その他の異常かつ大規模な災害〉としていたところ、2.24ウクライナ有事を受けて

3月24日、〈大規模自然災害、感染症大規模まん延、テロ・内乱、他国による国家有事〉に拡大する提案に変えたのである。しかし、日本政府・与党による、軍事力を憲法から解き放って対応しようという、こうした方針はまったくの誤りである。

本来は、政府は、何より、侵略のための武力行使などを生じさせないために、平和な国際環境形成を目指す外交努力を全力で、それこそ「懸命」におこなわなければならない。憲法9条をもつ国として果たすべき役割は、力による対応ではなく、平和的・外交的手段によって戦争、とくに核戦争を阻止するために全力を尽くすこと、「平和を愛する諸国民」とともに世界の平和を再建するために貢献することにほかならないものと考ええる。

そして、この武力によらない平和の実現のための方策として、今考えていることを——けっして熟したものではないが——提示しておきたい。章を改めよう。

Ⅳ 武力によらない平和の実現を考える⁽²⁷⁾

1 国民は非暴力不服従の抵抗闘争に徹する

戦争の迫る事態に直面して、政府は、これまでに述べているように、必ず、平和的・外交的努力によって戦争を阻止するために全力を尽くさなければならない。その上でなお、戦争事態の発生を想定するのであれば、そこで追求されるべき第一義的課題は、国民が殺されず、また殺すことを強いられないようにすることにほかならない。そのために国民として採るべきは、非暴力不服従の抵抗闘争であると、私は信じる。国民が抵抗のためであっても、銃をとるとい

(27) このⅢ章の1節および2節の叙述は、2022年2月に始まったウクライナ危機に面して、『わだつみのこえ』157号（2022年12月2日刊）2—13頁に寄せた小稿「戦争と日本国憲法——『攻められたら』にどう答えるか」を基にしている。当時の背景の状況が色濃く出ており、後日、少しでも普遍性をもつものになるよう、考察を深めたい。

う方針は絶対に選択すべきではない。国民におびただしい犠牲を生じさせることは、どのような理屈——例えば、「国を護らずして国民は存在できない」等々——をもってしても、受け容れることはできない。その点で、私は、ウクライナのしているような、18歳から60歳までの男子に出国を禁じて軍事動員を強制するといった政策をわが国が採ることには同意できない（もとより、ウクライナの政策はウクライナ国民が選択したものであり、私がここで言っているのはわが国の問題である）。

侵略者に対して非暴力で対応することは、彼らの「占領」ないし「征服」を許すことになるが、私たちの、ストライキなど労働の拒否、あらゆる場面で非協力、学問上の作物を含めた生産物の提供拒否等一切の不服従は、彼らの「統治」を不可能にする。もとよりそれは、逮捕と拷問・投獄など苛烈な弾圧による少なからぬ犠牲を強いることになるが、それでも、おびただしい死者を生み出し、郷土を廃墟にする地獄絵の再現はどうしても避けるべきであると考ええる。思うに、私たちの考え抜いた抵抗は、彼らの軍事的占領をマヒさせ、管理・統治を妨げ、結局、彼らは音をあげて、退却へと向かうことになるにちがいないだろう。

周知のように、これまでも人々は、国家権力の無法に対して非暴力不服従で抗う経験を積んできている。身近な一例を挙げるにとどまるが、戦後米国の軍事占領下の沖縄で、県民は、強大な米軍に対して土地を守る闘争を非暴力でたたかった。その中には、前述したとおり、1955年から翌年にかけての伊江島住民による「乞食行進」もあった。それらは米軍の土地強奪政策に譲歩もたらし、それが祖国復帰運動につながるものとなった。こうした侵略者に対して非暴力でたたかう日本国民には、圧倒的多数の国際世論が、強力な支援の盾となるにちがいない。これこそが、国民の生命の犠牲を最小限にとどめ、結局は祖国の独立をも確保して勝利する道であると考ええる。国民が軍の命令下に編成・動員されることはあってはならず、そのことからくる悲劇の大きさは、私たちが1945年太平洋戦争末期の「沖縄戦」で身をもって知ったはずである。

国民として戦争に対していかなる立場に立つか——私は非暴力不服従抵抗を選ぶのであるが——は、早々に選択・決定し、準備しなければならない。当然

ながら、戦時に面してからでは有効な対応をすることはできない。今から各自の考えを出し合い、可及的に広範な一致点に到達し、行動の具体的な内容を定めることが求められると思う。それは相手のあることで、政府は、一方では国民をできるだけ多く軍へ動員し、他方で避難・疎開させ、また「シェルター」に収容して、軍が自由に行動できる空間をつくろうとする。これも、人々は沖縄戦の地獄絵の中で経験したものであるが、いま、それをソフィスティケートしたものを押しつけようとしているといえる（「国民保護法」は、結局は、住民と自治体の犠牲と負担の下で軍のほしいままな活動を確保するための法規であることを本質としている）。私たちの不服従闘争は、国家権力から動員されないことを保障されていて初めて成り立つものであり、また国家に「保護」されることからの自由を不可欠の前提とする。非暴力不服従の抵抗をたたかおうとする私たちは、まずは自国の権力との関係でこの自由をかちとらなければならないのである。

2 自衛隊の運用を専守防衛に限定する

わが国は、本来は、戦争を放棄し軍事力を保持しないことを憲法上誓った国であり、国際紛争については何よりそれを平和的・外交的方法によって解決し、戦争を阻止するという非武装の方針を貫かなければならない。しかしながら、現実には、世界有数の近代的装備を具えた軍隊をもち、米国との間で軍事的安全保障条約を結んで基地を提供し、あまつさえ、安保法制にもとづいて米軍との共同態勢を日々強化している。自衛隊は、まぎれもない軍隊であって9条2項が保持を禁じている「戦力」にあたるものとして違憲の制度であるが、これが70年近くも存在しているという現実がある。議論は、この現実をふまえてなされざるをえない。

このような自衛隊を、政府は、最高指揮権をもつ内閣総理大臣をとおして運用する。現行法制においては、重要影響事態、存立危機事態および武力攻撃事態のそれぞれに応じた行動をとることとなるが、先にもふれた、いま最も現実性のあるものとして想定される台湾有事には後2者が認定され、それぞれに応じて自衛隊は防衛出動をすることになる。そして、それは安保法制にもとづい

て戦闘行動をすることを意味し、まさに戦争そのものとなる。ここにおいて国民は、自衛隊が、集団的自衛権の発動としての武力行使をしてはならず、その防衛出動は専守防衛（個別的自衛権にもとづく行動）に徹すべきことを求めなければならない。これは、国民が主権者として当然になしうる自衛隊に対するコントロール（自衛隊への統制）である。

もとより、それは、政府が容易に応じることのない一大政治課題であるが、これを国民的要求にまで高めて広範な運動を展開し、実現を図らなければならない。この、自衛隊の運用上の統制と、国民自身のする非暴力不服従の抵抗闘争とを結びつけることこそが、国民の生命と安全を保持するためのもっとも賢明な、真の安全保障策であると考ええるものである。

——なお、こうした武力によらない平和構築の立場は日本国憲法に胚胎するものである。それを、確認的に述べておこう。

3 日本国憲法の非戦・非武装・非暴力平和主義の確認

日本国憲法が非戦・非武装の平和主義に立脚したものであることは、9条からも明瞭であるが、加えて、非暴力平和主義の理念をも採っているといえる。論者⁽²⁸⁾は、これを、憲法前文、とくに平和的生存権、9条および13条から導いている。とくに平和的生存権について、別の論者⁽²⁹⁾が、同権利を狭義のものと広義のもの、すなわち、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利あるいは生命の危機に曝されない権利」と、「戦争の脅威や軍隊の強制から免れて諸々の人権を平和のうちに享受する権利」に二分し、前者は「生命権」と名付けられるべきものであって、平和的生存権の核心であるとしたのを肯定的に参照している。この「生命権」の理解に立って、国家権力の究極的発動の形態といえる、戦争と死刑の否認が導かれるのである。

こうした思考を経て、日本国憲法の平和主義に、「非軍事・非武装・非暴力平和主義」という特徴づけを与えているのである。

(28) 河上暁弘『平和と市民自治の憲法理論』（敬文堂・2012年）162頁以下。

(29) 山内敏弘「平和主義の現況と展望」憲法問題10号（1999年）86頁以下。

あとがき 復帰後もつづく伊江島の土地を守るたたかい

先の章で伊江島土地闘争の、ほぼ1972年の本土復帰の時点までを述べたが、伊江島住民の土地を守る闘いは、沖縄が日本に戻ったのちも続けられている。復帰後について若干の補説しておきたい。

その前提として、少々分かりにくい復帰後の米軍用地法制について、その概略を説明しておこう⁽³⁰⁾。すなわち、米軍用地については、復帰前には琉球政府が地主と契約し、米軍が地代を支払っていたが、復帰後は、日本政府が安保条約・地位協定にもつづいて米軍に土地を提供し、日本政府が地代を支払うことになった。そのため、施政権返還によって、日本政府は、軍用地主と新規に賃貸借契約を結ぶことが必要となった。それで、1971年12月30日、復帰時点(72年5月15日)での違法状態を回避するために、「公用地暫定使用法」が制定された。それは、復帰後も5年間は強制使用できるように、77年5月14日を期限としていた。

復帰の時点で、軍用地地主約3万名のうち、約3,000名が契約拒否の態度を示し、そのうちの約7割が1971年12月9日に反戦地主会を結成していた。政府は、この契約を拒否する地主に対して切り崩し工作を進め、同法の期限77年5月14日の段階で、当初の7分の1以下の約400名までに減少させた。他方、前年の76年2月には、公用地法違憲訴訟支援県民共闘会議が結成され、違憲訴訟が提起されていた。

「公用地暫定使用法」の期限が迫り、それを5年間延長させる法として「地籍明確化法」が国会に提案されたが、与野党の激しい対立を招き、成立が1977年5月18日までずれ込んだ。その結果、15日から4日間の法的空白が生じ、米軍が法的根拠なしに基地を使用し続けるという異常な事態(「安保に風穴を開けた4日間」)が生じた。

(30) 櫻澤 誠『沖縄現代史——米国統治、本土復帰から「オール沖縄」まで』(中公新書・2015年)169頁以下。

復帰 10 年目の 82 年 5 月 15 日以降は、政府は、駐留軍用地特措法を甦らせて（1951 年に旧安保条約の締結ともなって米軍に基地を提供するために制定した法律。適用がなく死文同様となっていた）、これを根拠にして沖縄の米軍基地のための土地収用をはかっている。

——このような時期、伊江島土地闘争をめぐるには、様々な努力がなされている。ここでは、それを鮮やかに伝えている阿波根昌鴻氏の 1992 年の著書⁽³¹⁾に拠って摘記しておこう。すなわち、1978 年に西銘順二知事の保守県政となった時期、反戦地主の土地だけを地籍不明のまま、こま切りに「返還」するなどした。これでは土地は使いようがなく、地料は支払われず、反戦地主への見せしめであった。また、駐留軍用地特措法は、防衛施設局が県に土地収用を申請し、これを知事が任命した 7 人の委員で構成された県収用委員会が採否を決める仕組みを採っているが、収容委員はすべて西銘知事の時に任命された人で、防衛施設局の言うとおりに強制収用を決定していた。それでも、公開審理の場は、伊江島の反戦地主が堂々と基地反対を主張する機会であるととらえ、また、当時の内閣総理大臣（鈴木善幸）宛に「意見書」を提出するなどした。——ここでは、「本件土地所有者らは、米軍の過酷な土地強奪をその目で見、身をもって、これと闘ってきた者であり、米軍の侵略戦争を遂行するための演習基地にこの土地を使用することは断じて許さない。」と弾劾している。

1981 年には、眞謝地区の住民が、自宅の塀に米軍の射撃訓練ヘリコプターから銃弾が撃ち込まれ、もう少して射殺されるところであったという、恐ろしい事件が起きた。さすがに米軍も過失を認めたようで、防衛施設局から「見舞金」をもってきたが、この住民は、人の命も金で解決できるという態度は許せないとして、これをつき返したという。

1985 年 6 月、伊江島を含む沖縄の反戦地主 96 人が、県収用委員会の裁決は憲法に違反するとして、違憲訴訟を提起した。ところが、その直後の 8 月、防衛施設局は収用委員会に、87 年から何と 20 年間にわたる強制使用を申請した。これは、県内でも大問題となり、伊江島島民の闘いと世論の盛り上がりもあっ

(31) 阿波根・前掲註 (21) 145 頁以下。

て、87年2月、県収用委員会の裁決で10年に減らされた。しかし、不正・不公平はいささかも治癒されていない。

加えて、反戦地主には不当な差別的課税が強いられている。すなわち、契約によって軍用地を提供した「契約地主」は、受け取る軍用地代の所得を毎年申告することができる。しかし、特措法による収用を受けた「反戦地主」に対しては税務当局は、10年間の強制使用料として1987年に国から一括払いされた10年分の地代は、同年単年分所得として課税するという見解を採っている。そのため、10年分毎年申告して納税するよりも、重課税を強いることになるのである。伊江島の反戦地主たちは、これに対して、名護税務署への異議申し立て、国税不服審判所への審査請求、そして那覇地裁への提訴と、努力を重ねた。——この税金差別は、米軍のために、何とか契約させたい、反戦地主をなくしたいとする、国の許しがたい不条理な政策であるといわなければならない。

そして、1989年6月には、伊江島基地にハリヤー（垂直離着陸機）が持ち込まれ、その訓練場が建設されるという大問題が生じている。伊江村が、見返り事業など財政援助の条件付きで受け入れを表明したためであるが、村は、島ぐるみ闘争の消滅以降、基地を認める人が増えていて、すでに村当局はそういう人たちが中心になっている状況がある。しかし、ハリヤーの持ち込みで危険が増したことは、すぐに明らかとなった。1991年の湾岸戦争で、伊江島の米軍基地が出撃の拠点にされたのである。

——阿波根著は書いている。「基地があるかぎり、われらは戦争と無縁ではいられない。戦争というものを、この地球上からなくして、平和に暮らすことを願うわれらにとって、基地はあってはならないものである。また、基地がある限り、人命に関わる事故は後を絶たない。島で安心して暮らすためには、基地をなくさなければいけない。これはもうはっきりしたことです。」⁽³²⁾

本稿も、この言葉を藉りて締め括りたいと思う。

(2024年6月20日 脱稿)

32 阿波根・前掲註(21)172頁以下。